

むこうし 産後ケア事業

向日市では、生後1年未満の赤ちゃんとお母さんを対象に産後の体調管理と育児をサポートする産後ケア事業を実施しています。出産後お母さんが少しでも安心して子育てができるように、ショートステイ（宿泊型）やデイサービス（日帰り型）、アウトリーチ（訪問型）を利用できます。一人で悩まずに、まずはご相談ください。

産後ケアとは？

内容	お母さんのケア・・・お母さんの健康相談、産後の生活アドバイスなど 赤ちゃんのケア・・・赤ちゃんの健康状態、体重・発育等の確認、沐浴等の育児相談など 授乳ケア・・・授乳方法の指導や乳房トラブルの相談など		
利用形態	ショートステイ 宿泊利用 午前10時～翌午前10時（上限）	デイサービス 日帰り利用 午前10時～午後5時（上限）	アウトリーチ 助産師が自宅に訪問 訪問開始時間は午前9時～午後2時 （1日1回2時間程度）
利用日数上限	5泊まで	5日まで	5回まで
利用料金	A	9,000円	3,000円
	B	3,500円	1,200円
	C	0円	0円

A：本人および配偶者の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上である者

※所得の範囲および計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用する。

B：サービスを利用する年度（4月から5月までに申請する場合は前年度）の個人市民税が課税の世帯（階層区分Aを除く）

C：サービスを利用する年度（4月から5月までに申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税世帯及び生活保護法の規定による被保護世帯

※個室代など別途実費がかかる場合があります。

※利用日数上限（回数）は1回の出産あたりの回数です。分割利用も可能です。

※利用時間を短縮したり、食事回数を減らしても利用料金は変わりません。

産後ケアを利用してみて・・・（ホームページには、利用された方の声を載せています）

退院までに沐浴など育児のことを教えてもらったけど家で出来る自信がない

産後すぐに家に来てもらって、沐浴や授乳を教えてもらえた。抱っこしてもらえてゆっくりと食事することができた！

ミルクを足す量や寝かしつけのコツ、肛門刺激の方法など困ったことをすぐに相談できて助かった！

直接母乳がうまくできない！
コツを教えてほしい。
母乳やミルクが足りているかわからない

産後の体と心を休ませてもらえた。自宅に帰った後の新しい生活へもスムーズに入れた！

家に帰って育児を手伝ってもらえる人が居ない

裏面は「利用の流れ」です。ご確認ください。

① 利用申請

事前に健康推進課へ、窓口もしくは郵送で申請してください。
 保健師等が育児やご家族の状況をお伺いすることがあります。
 審査後、健康推進課から「向日市産後ケア事業利用承認決定通知書」を送付いたします。
 必要書類：〔申請する全ての方〕

- ・向日市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書
〔令和8年1月1日以降に転入されてきた方のみ〕
- ・転入前の市町村での本人および配偶者の所得（非課税）証明書

申請期日：妊娠8か月以降から利用を希望する日の2週間前まで
※やむを得ず申請期日を過ぎる場合は、健康推進課に必ずご連絡ください。

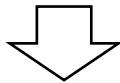
② 施設・サービス申込み

ショートステイ・デイサービス

【申込み】

- ◎利用可能な施設を向日市ホームページで確認してください。
- ◎利用できる赤ちゃんの月齢は施設によって異なります。
- ◎「向日市産後ケア事業利用承認決定通知書」が届き次第、ご希望の施設に連絡し、日程を調整してください。予約が出来たら健康推進課へ電話にてお伝えください。

※ご利用日の前々日午後5時までにお申し込みください。
 ※利用のキャンセルについては速やかに施設へ連絡してください。利用日の前々日午後5時までに連絡がない時はキャンセル料が発生する場合があります。
 ※施設の状況により希望日に利用できない場合があります。



【利用】

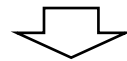
- ◎持ち物については、それぞれの施設のホームページ等で確認してください。
- ◎送付した「向日市産後ケア事業利用承認決定通知書」は必ず利用施設に持参してください。（持参されない場合は自費支払いになります。）
- ◎利用料は施設に直接お支払いください。
- ◎施設までの交通費は自己負担になります。
- ◎「向日市産後ケア事業利用承認決定通知書」の本人記入欄に利用日を記入し、利用可能日数を確認してください。超えてしまうと自費になります。
- ◎利用後は必ず「産後ケア利用後アンケート」を回答ください。（回答は決定通知書に同封するORコードからお願いします。）

③ 利用

アウトリーチ

【申込み】

- ◎1歳までの赤ちゃんが利用できます。
- ◎「向日市産後ケア事業利用承認決定通知書」が届き、利用したい日が決まったら、健康推進課に電話で希望日をお伝えください。産後ケアの担当者が日程調整をします。
- ◎利用のキャンセルについては速やかに健康推進課へ連絡してください。



【利用】

- ◎送付した「向日市産後ケア事業利用承認決定通知書」を必ずご準備ください。
- ◎利用料は訪問する助産師に直接お支払いください。
- ◎「向日市産後ケア事業利用承認決定通知書」の裏面にある本人記入欄に利用日を記入し、利用可能日数を確認してください。超えてしまうと自費になります。
- ◎利用後は必ず「産後ケア利用後アンケート」を回答ください。（回答は決定通知書に同封するORコードからお願いします。）

詳しくはこちらまでお問合せください。

向日市 健康推進課
 電話（075）874-2697

向日市産後ケアHPは
 こちらから→

